

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

愛知県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程（平成 19 年愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 25 日

愛知県後期高齢者医療広域連合

監査委員 船 戸 淳

監査委員 足 立 初 雄

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (12) 基金審査 法第 241 条第 5 項の規定により基金の運用について広域連合長から審査を求められたときに行う。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 25 日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。